



令和7年度 第1回 うるま市役所動産公売広報誌 (車両等動産公売)

- 【 入札期間 】 令和7年10月30日(木) 午前9時00分から
令和7年10月31日(金) 午後4時00分まで
- 【 開札日時 】 令和7年11月5日(水) 午前10時00分
- 【 開札場所 】 うるま市役所 本庁舎西棟1階 中会議室
- 【 担当部署 】 うるま市役所 納税課 098-973-1099

目 次

I 公売日時及び場所等	・ ・ ・ ・ ・ P3
II 公売手続きの流れ	・ ・ ・ ・ ・ P4
III 公売参加の心得	・ ・ ・ ・ ・ P5
IV 公売のしおり	・ ・ ・ ・ ・ P6～9
V その他・下見会	・ ・ ・ ・ ・ P10
VI 公売財産一覧	・ ・ ・ ・ ・ P11～12
VII 記載例	・ ・ ・ ・ ・ 別紙

公売の日時及び場所等

公売の方法	期間入札
入札開始日	令和7年10月30日（木） 午前9時00分
入札締切日	令和7年10月31日（金） 午後4時00分
入札の場所 （送付先）	〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所 東棟1階 納税課
開札の日時	令和7年11月5日（水） 午前10時00分
開札の場所	うるま市役所 西棟1階 中会議室
売却決定の日時	最高価申込者の決定と同時に行う
買受代金の納付期限	令和7年11月5日（水） 午後2時00分まで
公売財産下見会	令和7年10月30日（木） 午前9時から午後1時まで

※開札の開始時間10分前（午前9時50分）から、開札手続きについての説明を行います。参加される方は時間までにお越し下さい。

公売手続きの流れ

【入札参加の受付】

- ・ 入札書及び必要書類等の提出（郵送可）



【開札期日】

- ・ 最高価申込者の決定
- ・ 次順位申込者の決定



【売却決定】

※売却決定日時：最高価申込者の決定と同時に行う



【買受代金納付】

※買受代金納付期限：令和7年11月5日（水）午後2時00分まで

公売参加の心得 (各財産の共通留意事項)

公売財産は、現況有姿により行います。次の留意事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。また、公売の手続き等につきましては、本誌の「公売のしおり」をご覧ください。

1. 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、うるま市（執行機関）には担保責任は生じません。公売財産の詳細は、徴税吏員が目視等により確認できた事項のみであり、正確な内容を保証するものではなく、すべての状況を確認してはおりません。

2. 車両および装置は、代金納付時の現況有姿により引き渡す。なお、いかなる理由があっても、引き渡した財産の返品・交換はできませんので、あらかじめ公売財産の現況（車両の状況等）をご自身で確認した上で公売に参加してください。

3. 本誌に掲載されている公売財産は、公売が中止する場合がありますので、事前に中止の有無をお問い合わせください。

公売のしおり

1.公売参加資格・買受人の制限

公売は、差し押さえた財産を入札などによって売却する制度で、原則どなたでも参加することができます。ただし、次に該当する者は、公売財産を買い受けることができません。

- ① 買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売参加者の制限（国税徴収法第108条第1項）等、法令の規定により買受人となることができない者。

※国税徴収法第92条関係として、例えば滞納者や税務職員等は、公売に参加することができません。

※同法第108条第1項関係として、公売への参加等を妨害した者、不正連合した者、偽りの名義で入札した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等は、公売参加を制限される場合があります。

- ② うるまし暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、及びこれらの者と密接な関係を有する者。なお、公売に参加される方は「暴力団等でないことの誓約書及び承諾書」を提出してもらいます。

- ③ 未成年者等。（親権者等が代理人として参加する場合を除きます。）

2.公 売

公売は「期間入札」の方法によって行います。売却決定後、引き渡した財産はいかなる理由があっても、返品・交換はできませんので、あらかじめ公売財産をご確認の上、ご参加ください。

- ① 参加申込：参加希望者は「入札書」、「暴力団体等ではないことの誓約書及び承諾書」の提出が必要です。必要書類につきましては、うるま市役所ホームページよりダウンロードするか、うるま市役所納税課窓口にて準備しております。
- ② 代 理：代理人が参加する場合は、事前に代理権限を証する「委任状」を作成し、提出してください。
委任者が個人の場合は委任者の「住民票抄本」、法人の場合は「商業登記簿」を添付してください。
- ③ 必要書類：参加申込に際しては、来場者の身分証明書（運転免許証等）、来場者の印鑑、委任状等が必要です。
※法人が参加する場合
・代表者が参加→①代表者の身分証明書、②代表者の印鑑、③商業登記簿
・代理人が参加→①代理人の身分証明書、②代理人の印鑑、③商業登記簿、④委任状

※個人が参加する場合
・本人が参加 →①身分証明書、②印鑑
・代理人が参加→①代理人の身分証明書、②代理人の印鑑、③委任者の住民票抄本、④委任状

※住民票抄本や商業登記簿は発行から6カ月以内のもので原本提出となります。
- ④ 入札日時：令和7年10月30日（木）午前9時00分から令和7年10月31日（金） 午後4時00分までとなっております。なお、入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書は無効となりますので、郵送による入札書の提出につきましては入札期間内に到着するようにしてください。

3.注意事項

- ① 入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じた場合は、新たな入札書を使用してください。なお、入札書には、住民登録上の住所及び氏名（法人の場合は商業登録簿上の所在地及び商号）を記載してください。
- ② 同一人が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出した場合は、その入札書はいずれも無効となります。また、一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更、または取り消しをすることはできません。
- ③ 入札書は、入札書提出用封筒に入れてください。封筒には、売却区分番号を記載してください。なお、入札書提出用封筒に封入する入札書は、一売却区分のみです。複数の売却区分について入札される場合は、売却区分ごとの入札書提出用封筒が必要となり、必要書類を売却区分ごとにクリップ等で区分できるようにしてください。
- ④ 入札書を郵送にて提出する場合は、入札書提出用封筒よりサイズの大きい封筒に、入札書提出用封筒及び必要書類等を同封してください。郵送の方法については、配達記録が確認できる方法（書留、簡易書留、特定記録等）で郵送してください。

4.開札日及び開札の方法

- ① 開札は、開札の場所において入札者の面前で行います。ただし、入札者またはその代理人が開札の場所にいないとき、あるいは開札の立ち会いを希望しないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

5.最高価申込者の決定

- ① 最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札金額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ最高の価額である者に対して行います。
- ② 開札の結果、最高価申込者が2人以上ある場合は、その入札者の間で追加入札を行います。追加入札は開札の日に関札に引き続いて期日入札の方法により行います。

6.売却決定

売却決定は、最高価申込者の決定と同時に行います。権利移転手続きに必要な売却決定通知書については、買受代金の納付後に交付します。

7.買受代金の納付

売却決定を受けた者は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに現金で納付してください。

8.買受代金納付の効果（権利移転・危険負担の移転の時期）

公売財産権利移転の時期及び権利移転に伴う危険負担の時期は、売却決定後、買受人が買受代金の全額を納付したときです。なお、買受代金納付後に生じた財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

9.権利移転の手続き

権利移転の手続きにつきましては、買受人ご自身での手続きになります。手続きの詳細につきましては陸運事務所、軽自動車協会等へご確認ください。また、権利移転に関する費用は、全額買受人の負担となります。

※権利移転手続き終了後、うるま市納税課へご報告ください。

10.売却決定の取り消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

- ① 買受代金納付期限までに、滞納税の完納の事実が証明されたとき
- ② 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- ③ 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき

11.買受申込等の取消

買受代金の納付期限前に滞納処分の続行停止があった場合は、最高価申込者及び買受人は、その停止されている間、買受を取り消すことができます。

その他・下見会について

- ① 公売の手続きについてのご説明や、公売財産の現況（追加、取消）などの詳細は、うるま市ホームページ等でご確認ください。

※公売は事前に中止になる場合がございます。予めご了承ください。

- ② 下見会につきましては、下記のとおり行います。

日 程：令和7年10月30日（木）

時 間：午前9時00分から午後1時00分まで

場 所：うるま市役所 西棟地下1階 選挙管理委員会隣り

公売財産一覧 売却区分番号 7う-3-1

(別紙1) 動産公売公告兼見積価額の公告

売却区分番号	7う-3-1	
公売財産の表示		
＜軽自動車＞		
初年度検査年月日	： 平成25年7月	
自動車の種類	： 軽自動車	
自用	： 乗用	
自家用・事業用	： 自家用	
車体の形状	： ステーションワゴン	
乗車定員	： 4人	
車両重量	： 970kg	
車両総重量	： 1,190kg	
長さ・幅・高さ	： 339cm 147cm 178cm	
車名	： ホンダ	
型式	： DBA-JF1	
原動機の型式	： S07A	
燃料の種類	： ガソリン	
総排気量又は定格出力	： 0.65L	
類別区分番号	： 0020	
ミッション	： CVT	
ハブドール	： 右	
車体の色	： 水色	
走行距離	： 134,741km (令和7年8月20日時点)	
有効期間の満了する日	： 令和8年7月24日	
車両の状況	： 細かい傷や汚れ,ガムテープの貼り跡、さびあり	
その他		
・自動車検査証・自動車損害賠償責任保険証明書あり		
・預託証明書(リサイクル券)あり		
※公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、うるま市(執行機関)には担保責任は生じません。公売財産の詳細は、徴税吏員が目視等により確認できた事項のみであり、正確な内容を保証するものではなく、すべての状況を確認してはおりません。		
数量	1 台	
見積価額	49,000 円	
公売保証金	なし	

※公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、うるま市（執行機関）には担保責任は生じません。公売財産の詳細は、徴税吏員が目視等により確認できた事項のみであり、正確な内容を保証するものではなく、すべての状況を確認してはおりません。

公売財産一覧 売却区分番号 7 う-3-1 (写真)



※細かな、へこみ等がある場合があります。
実物をご覧になる場合は、下見会をご利用下さい。